

「令和元年9月 台風15号災害義援金」へのご協力のお願いについて

令和元年9月9日未明に千葉県に上陸しました台風15号では、千葉県内の広範囲にわたり甚大な被害がもたらされました。被災された方々の支援や被災地の復旧・復興に役立てていただくため、千葉県災害対策本部を通じて義援金の寄付を行います。

(一社)千葉県商工会議所連合会が義援金受け入れの取扱いをいたします。
各会員様よりのご協力をよろしく申し上げます。

義捐金受付概要

1. 金額 1口 1,000円
2. 振込先 千葉銀行 中央支店 普通預金 4428616
京葉銀行 本店営業部 普通預金 5201191
千葉興業銀行 千葉駅前支店 普通預金 1148400
(口座名義) 令和元年9月 台風15号災害義援金
一般社団法人 千葉県商工会議所連合会

* 上記3行の本支店窓口から当該銀行口座へのお振込みに限り、振込手数料は無料です。

* **ATM、インターネットバンキング**からのお振込みにつきましては、**通常の振込手数料がかかりますので、ご注意ください。**

* 10万円を超える現金振込につきましては、所定の本人確認が必要となりますので、予めご承知おきください。

3. 取扱期間 令和元年10月7日(月)から令和元年11月29日(金)まで

4. 本義援金の寄贈先 千葉県災害対策本部

5. 税制上の取扱い 本義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号の「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。なお、連合会および千葉県からの領収証は発行されませんので、銀行振込の領収書ならびに本文書を、申告時まで大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

以上

お問合せ
野田商工会議所
TEL04-7122-3585